

広島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

広島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

広島県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第三条の見出し並びに同条第一項及び第三項、第四条第一項、第六条（見出しを含む）

並びに第七条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第八条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第八条 政務活動費は、会派（所属議員を含む。）が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第九条第一項及び第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（透明性の確保）

第十二条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第十三条中「政務調査費の交付等」を「政務活動費の交付」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第八条関係）

経費	内容
調査研究等活動費	一 会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 二 会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
研修費	一 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
会議費	一 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式を次のように改める。

別記様式（第9条第1項、第2項関係）			
		平成	年月日
広島県議会議長 殿			
会派名 代表者名			
印			
平成 年度政務活動費に係る収支報告について			
広島県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。			
平成 年度政務活動費収支報告書			
会派名			
1 収入			
科	目	収入額	備考

政務活動費		
合計		

2 支出

経費	支出額	備考
調査研究等活動費		
研修費		
広聴広報費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

※ 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残余 円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の広島県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第四条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第四条の規定により提出された会派の届出とみなす。